

(規程類番号 58)

平成 30 年 4 月 1 日作成

令和 5 年 3 月 1 日改訂

ジェイテクト健康保険組合並びに実施事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要です。ただし、共同利用については、法律上、第三者提供に当たりません。ジェイテクト健康保険組合では、健康診査事業について、実施事業所と共同実施し、健診データを共同利用しています。したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表します。

1. 実施事業所との健康診査事業の共同実施

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、実施事業所とともに、健康診査事業を共同実施します。

2. 共同利用する健診データ項目

- ①実施事業所の従業員又は被保険者の特定健診、健康診断及び人間ドックにかかわる記録
- ②実施事業所の従業員又は被保険者の問診にかかわる記録
- ③(株)ジェイテクトの海外駐在員とその被扶養配偶者の人間ドック及び問診にかかわる記録
- ④実施事業所の従業員又は被保険者の疾病予防・重症化防止にかかわる記録
- ⑤実施事業所の従業員又は被保険者若しくは被扶養者への受診勧奨にかかわる、受診有無の情報

3. 健診データを共同利用する者の範囲

- ・規約第3条に定める実施事業所の保健事業を推進する担当者及び保健師、看護師
- ・ジェイテクト健康保険組合の保健事業を推進する担当者、契約に定めた保健指導業者や疾病分析業者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的

実施事業所及びジェイテクト健康保険組合は、共同利用する情報を実施事業所の従業員又はジェイテクト健康保険組合の被保険者若しくは被扶養者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施するために使用する。

- ①実施事業所の従業員又はジェイテクト健康保険組合の被保険者若しくは被扶養者への受診勧奨
- ②実施事業所の従業員又はジェイテクト健康保険組合の被保険者への保健指導
- ③実施事業所及びジェイテクト健康保険組合の保健事業の立案・検討・効果測定

5. 健診データの管理責任者名

実施事業所健康診査推進部署管理者とジェイテクト健康保険組合の常務理事

